

## 第Ⅰ章 山都町の概要

### 第１節 位置と気候

山都町は平成１７年２月１１日に旧蘇陽町、旧清和村、旧矢部町の３町村が合併して誕生した新町で、九州のほぼ中央に位置しています。その町域は東西約３３キロ、南北約２７キロに及び、面積は５４４．８３平方キロメートルです。世界最大の阿蘇カルデラを形成する南外輪山のほぼ全域をおさめ、南側は九州脊梁山脈に接しています。一級河川である五ヶ瀬川、緑川は町内の山間部にある水源を源流とし、分水嶺を境にそれぞれ東西に流れています。標高は約３００メートルから１７００メートルにあり、平野部との気温差は各月平均で４度ほど低く、準高冷地の気候です。

### 第２節 地勢

山都町は緑川を境に、右岸の南外輪山の準高原地帯と左岸の九州脊梁山脈の山岳地帯に分かれます。右岸の準高原地帯は、阿蘇カルデラが形成されるときに噴出された火砕流堆積物に覆われている台地で形成されています。外輪山山頂部を水源とする小河川は、大小多数の谷を形成し、緑川もしくは五ヶ瀬川に合流します。火砕流堆積物は浸食作用に弱いいため峡谷ができやすい環境にあり、紅葉の美しい景勝地として有名な蘇陽峡、緑仙峡、内大臣峡などがあります。また川の急な崖にはしばしば滝が形成され、五老ヶ滝、鶯の子滝、聖滝などの美しい滝が多くあります。左岸は急峻な山岳地帯で、国見岳を頂点として西から目丸山、京丈山、天主山、高岳、三方山、向坂山、黒峰と続いています。この一帯には人の手が入っていない照葉樹林や天然記念物であるカモシカも多数生息するなど、豊かな自然環境が数多く残されています。

### 第３節 歴史と変革

山都町の一帯は、２万五千年ほど前から人が生活を始めていたことが分かっています。また町内の各所で縄文時代から弥生時代までの土器が多数出土しており、人々の活発な活動が展開されていたことが伺えます。平安時代の後半になると、阿蘇神社の大宮司であった阿蘇氏の影響が認められ、南北朝時代には町全域がその勢力下に入ります。１６世紀に入ると、現矢部高校の敷地一帯に浜の館が整備され、浜町は戦国大名化した阿蘇氏の中心拠点として栄えました。浜の館跡から出土した宝物（国指定重要文化財に指定）や各所に残る石造物などの文化財などから、当時の繁栄ぶりが伝わります。その後、支配権はキリシタン大名として有名な小西行長を経て、虎退治での逸話や土木事業の名手であった加藤清正に移りますが、矢部城（愛藤寺城）を拠点にしていたと考えられます。

加藤氏ののち、細川氏へ支配が引き継がれますが、山都町域は矢部手永と菅尾手永という二つの行政区に分かれていました。この時期、熊本城下から宮崎県高千穂を経て、延岡に至る日向往還が整備され、浜町、馬見原はその宿場町として栄えました。江戸時代の終わり頃、矢部手永の惣庄屋であった布田保之助が中心となり、水不足に悩んでいた白糸台地に水田を開くために通潤用水を建設し、そのシンボリック的存在である通潤橋は、石橋のなかで日本最大級のアーチ型水路橋として全国に知られています。この頃の地元の代表的な産物として、材木や茶などが挙げられます。明治１０年の西南戦争においては、薩摩軍が田原坂の戦いののち、人吉に逃れるため、日向往還を経由して浜町付近で軍の立て直しを図るなどしています。

大戦後、昭和３０年に矢部町、同３１年に清和村、蘇陽町がそれぞれ発足します。この３町村が今の山都町の原型となります。

この地は、現代的な視点であれば中山間地という評価でしかありませんが、歴史を振り返るといずれの時代においても、わたしたちの祖先は山と交通の要衝という地域的特性を生かしながら、その時代を力強く歩

んできたことが理解できます。

## 第Ⅱ章 景観づくりの基本的な考え方

### 第1節 目的

山都町は豊かな自然環境に育まれた生活スタイルが根強く残り、美しい景観を形成しています。景観とは、人間と自然の共生し、互いが調和してつくりだされたものであり、その時代に生きる人間の活動を映し出す鏡ともいえます。

次の世代がこの地で豊かに生活するためには、わたしたちが自然と共生する生活スタイルを維持し、先人から受けついた景観をはじめとする貴重な財産を失うことなく、引き継いでいかなければならない責務があると考えます。このことが、山都町がその名の通り「山の都」を実現する方法のひとつであり、急激に変化する社会に対応していくための有効な手段といえるでしょう。

21世紀の初頭にあたり、山都町は「景観法」（平成16年制定）による景観行政団体となり、これから町民ひとりひとりが主体的に景観づくりに取り組んでいこうとしています。それにあたり、この景観計画はその全体的な指針を述べたものです。これから行う景観づくりが、山都町にしかない景観の保全を図り、次世代へ継承するとともに、ひとりひとりが郷土に誇りと愛着をもって、将来もこの地で豊かで潤いのある生活を続けていくための基礎となるように、町民、町、事業者等が一体となって努めていきましょう。

### 第2節 景観計画の位置づけ

山都町では、「第1次山都町総合計画」において「めざすまちの姿の実現に向けた5つの柱」を挙げています。その3つめに「自然と環境にやさしい風 ー自然と共生する美しいまちづくり」があります。

その具体的な施策として「町なみ環境整備事業」などがありますが、この「山都町景観計画」もその一つに挙げられます。

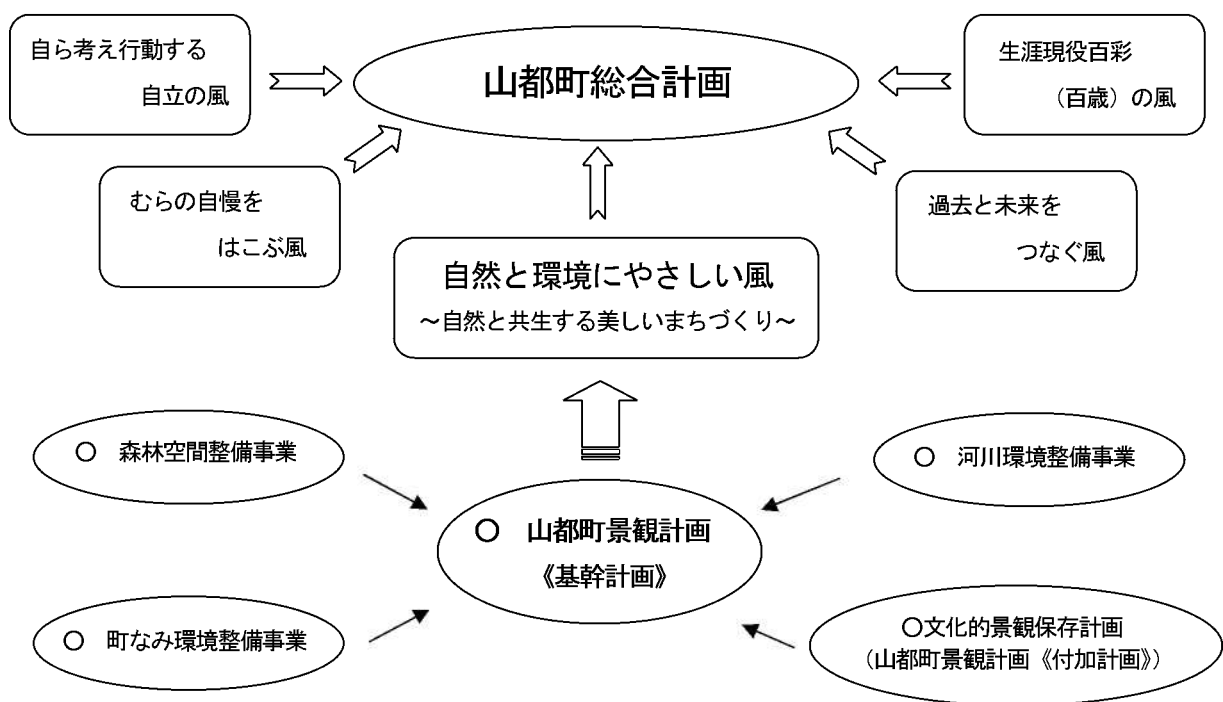


図1 景観計画の位置づけ 模式図

### 第3節 景観計画の構成

景観計画は、この《基幹計画》と町内でも限定された区域を対象とする《付加計画》により構成されることとします。《基幹計画》と《付加計画》の関係は、前者が最上位に位置付けられ、後者が各分野の観点から詳しく補足するというものです。《基幹計画》は、景観法第8条第1項にもとづいて策定されるものであり、町内における総合的な景観づくりのマスタープランの役割を担っています。その内容は区域なども含め、要望に応じて変更することが可能です（景観法第11条第1項）。《付加計画》は景観法に基づく景観計画ではありませんが、農地、建設、歴史といった専門分野ごとに、または農地、集落などその区域に合わせた具体的な目標や方針を定めていくこととします。例えば、文化庁が選定する「重要文化的景観」の区域にかかる「文化的景観保存計画」などはこの《付加計画》に位置付けられます。

このように階層性をもたせることで、総合的に景観づくりを進める仕組みをつくっていきます。

### 第4節 基本理念

山都町はこの景観計画の策定にあたり、わたしたち自らの手で、景観づくりのあり方について考え、行動してゆくために「景観法」（平成16年制定、平成17年施行）に基づく「景観行政団体」となります。ここでは景観づくりに際しての基本的な理念について記します。

未来にわたって、豊かな自然環境とひとが共生するスタイルを推進します。

第一に、わたしたちはこの山都町で、都市部の人々がうらやむような自然環境や景観など、この地にしかないものに囲まれて生活しています。これらはわたしたちと町にとって独特の風土を形成する根幹部分であり、また町名にあるような「山の都」を実現するにあたって、有効な地域資源となりえます。みんながこのことを自覚し、自然とひとがお互いに共存しあうような生活スタイルを進めていこう、ということです。

景観づくりは、町、町民、事業者等がそれぞれの役割を認識し、  
すべてが一帯となって取り組みます。

第二に、ここ山都町にしかない美しい景観は、わたしたちの固有の財産であり、また共有の財産です。ひとりひとりの努力と行動が結びつくことが、美しい景観を守っていくことにつながります。このことを誰もが認識し、みんなで考えていこうということです。

景観計画を定期的に点検し、発展させながら、その時点で私たちにあった  
最良のものをつくります。

第三に、この景観計画（基幹計画）は社会情勢や経済状況を踏まえ、その時点で私たちができる最も良い選択を付け加えていくことができ、またそれはいつでもできるということです。詳しくは第3節でも述べたように、景観計画の内容や適用される範囲は必要に応じて変更が可能です。ですから、問題を先延ばしにす

るのではなく、できること、必要なことを準備が整った時点でこの景観計画に付け加えていきましょう。

## 第5節 基本方針

基本理念に基づき、山都町における景観づくりを次に述べる基本方針に沿って進めていきます。

### 1. 山都町独特の景観を大切にしながら、次世代に継承する

景観を大切にすることとは、すなわち「規制」ということが浮かびます。しかし、景観を重視するあまり、地域にしばりをかけて通常的生活活動を制限することがこの景観計画の目的ではありません。なぜならわたしたちの普段の「なりわい」も景観を構成する一部であるからです。したがってわたしたちの景観づくりは、地域、行政などが一帯となって、随時話し合いを進めながら、景観を守るための基本的なルールをつくっていくスタイルをとります。

このような手法をとりながら、景観と調和した営みを模索することで、急激に変化する経済、社会にも対応しうる力強い地域づくりをすすめることができると考えられます。

### 2. 山都町の文化・風土を生かした景観づくりをすすめる

山都町には、農村の伝統文化が根強く残り、お祭りなど多彩な年中行事を通じて、地域の団結力が根強く残っています。そういった地域独自の生活と生業は、景観を形成する重要な要素でもあります。こうした地域の文化と暮らしのなかで育まれてきた風土は、山都町の特色を語るうえで欠かせないものであり、景観づくりをすすめるうえでも必要不可欠です。このような特色や長所を景観づくりに積極的に活用していきましょう。

### 3. 景観づくりに自然、歴史資産を活用し、受け継いでいく

山都町には、通潤橋をはじめとする通潤用水、日向往還の宿場町であった浜町、馬見原には古い商家などの歴史資産、池尻の唐笠松などの名木、蘇陽峡や青葉の瀬、緑仙峡などの自然遺産が数多く存在します。また通潤用水下井手に生息する希少生物のアブラボテ（通称シビンタ）、また地域で管理されてきた里山も自然、文化資産に位置付けられます。これらは山都町の景観を構成する重要な要素であり、そのひとつひとつが、将来にわたってこの地で豊かな生活を続けていくための一つの資源になっていくと考えられます。このような自然、歴史資産の保全につとめ、景観づくりのなかで、積極的に活用していきましょう。

## 第三章 景観計画の区域

### 第1節 景観計画《基幹計画》の区域（景観法第8条第1項）

山都町の景観は自然、文化、歴史などさまざまな要素がつながり、重なり合って形成されています。したがって地域全体にわたって取り組みを進め、発展させてゆくため、景観法（平成16年6月28日法律第1

10号)第8条第1項に基づく景観計画区域を山都町全域とします(図4 景観計画区域図 参照)。また景観計画区域の中で景観形成地域、特定施設届出地区の2種類を設けることとし、それぞれ特に必要のある場所を指定していきます。

景観形成地域は、町の景観づくりをすすめるうえで、核となるような特に重要な地域とします。特定施設届出地区は建築物や山都町景観づくり条例施行規則で規定される工作物などが集まる、または集まるおそれのある区域のうち、良好な景観づくりを図る必要が認められる幹線道路の沿道の区域とします。この二つの地域設定についての考え方は、熊本県がこれまで行ってきた景観行政の仕組みをそのまま引き継いだものです。

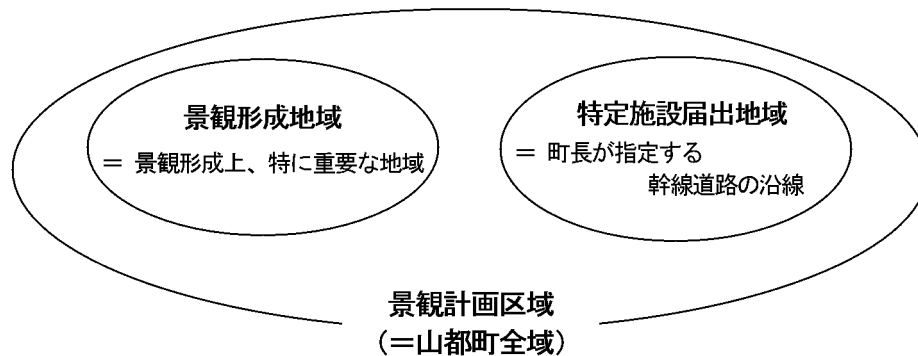


図2 景観計画区域の概念図

## 第2節 景観計画《付加計画》の区域

矢部地区白糸台地には、通潤橋をはじめとする通潤用水によって形成された棚田の景観が全域に広がっており、景観が素晴らしいだけでなく、文化財の視点からみても全国的に貴重な景観と評価されつつあります。現在、山都町では通潤橋周辺と白糸台地の全域を対象として、文化庁が行う「重要文化的景観」の選定を目指して、文化的景観保全活用事業を実施しています。このなかで「文化的景観保存管理計画」の策定が進められていますが、これは文化庁が重要文化的景観に選定する区域にかかる《付加計画》に位置付けられるもので、《基幹計画》と組み合わせることによって専門分野の見地から景観計画を補足するものです。この階層的な仕組みは、この景観計画が告示される時点(平成20年4月予定)で、すでに整備されている制度とこれから準備していく新しい制度を組み合わせ、総合的に景観づくりを進めていくためのものです。

これが適用される区域は、現時点においては図3に示す範囲となります。したがって、《基幹計画》で挙げられた事項に加え、《付加計画》で示される事項がさらに追加される形となります。

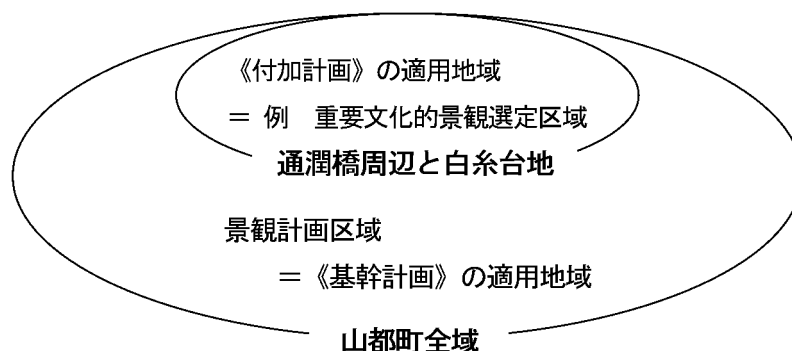


図3 《基幹計画》と《付加計画》が適用される区域の概念図

## 第Ⅳ章 良好な景観づくりに関する方針

(景観法第8条第2項第2号 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針)

ここでは第Ⅲ章第5節で述べた基本方針について、具体的な内容について整理します。

### 1. 山都町独特の景観を大切にしながら、次世代に継承する

#### ① 景観を次世代に継承し、維持する。

山都町独特の景観は、他の町にはない地域の資産であり、保全と活用、両方の視点から景観づくりに取り組むことが、将来の発展につながります。町民ひとりひとりが、地域資産として景観をとらえ、われわれの時代でそれを使い切ってしまうないように、次世代へ継承するようにつとめます。

#### ② 景観を維持していくための生業の活性化をはかる。

ほとんどの景観は、人間の暮らしのなかの生業によって形成されたものであり、農村景観などはその代表的なものです。山都町の基幹産業は農林業などの第1次産業であり、これらの活性化なくしては景観を維持することはできません。このため景観農業振興地域整備計画（景観法第55条第1項）などの策定を積極的にすすめ、景観と調和のとれた生産基盤の整備に取り組んでいきます。

#### ③ 里山の保全に努める。

里山にある樹木も、景観だけでなく自然環境の点からも心配りが必要です。所有者の意思を尊重しつつ、景観に配慮した維持、管理を推進していきます。具体的には先に述べた景観農業振興地域計画において、配慮すべき里山の位置づけをすすめていきます。

### 2. 山都町の文化・風土を生かした景観づくりをすすめる

#### ① 山都町の景観を生かした振興策を推進する。

景観づくりを進めていくうえで、地元だけでなく外部の理解、協力も欠かせないものです。八朔祭りや通潤橋、棚田の景観、蘇陽峡や緑仙峡などの紅葉は、他の地域に住む人々にとって非常に魅力的にうつります。そうした人々にも景観づくりに加わってもらうことにより、山都町の景観価値を高め、相乗効果をもたらすことにつながります。具体的には、地元の祭りや農作業への参加、農産物の直売、都市との交流、UターンやIターンを促進するような仕組みをつくっていきます。

#### ② 山都町の文化・風土をのこす景観要素を大切にしていく。

祭りだけでなく、神社、石造物、地元で大切にされてきた樹木、言い伝えなども山都町の文化・風土を今に伝え、景観の一部をなしています。こうしたものについても景観の構成要素として明らかにし、周知につとめていきます。

### 3. 景観づくりに自然、歴史資産を活用し、受け継いでいく

#### ① 景観づくりに活用できる自然、歴史資産の調査研究を促進する。

白糸台地に広がる棚田景観は、国指定重要文化財に指定されている通潤橋をはじめとする用水路によって形成されたものであり、見た目に美しいだけでなく、自然、歴史的価値に裏付けられたすばらしいものです。こうした資産の専門的な調査をすすめることで、景観の価値、特性を明らかにし、その結果を内外にアピールして山都町への魅力と景観づくりへの意識を高めていきます。

## ② 自然、歴史資産とわたしたちの暮らしと調和をはかる。

白糸台地の棚田景観を形成する通潤用水は、歴史資産でもあり、現役の農業用水施設です。通潤用水建設にあたって中心人物であった布田保之助が作った農業土木遺産の多くは、今なお現役で使用されています。しかし、それらが貴重だからといって大切にすることばかりに重きをおいては、高齢化などのさまざまな問題に対応できずに、景観そのものが危うくなってしまいます。こうした自然、歴史的な部分で景観の評価につながるものは、まず調査をすすめるなかで明確化し、わたしたちの暮らしと調和できるような方法をみんな考えていきましょう。

## 第Ⅴ章 良好な景観づくりのための行為の制限に関する方針

(景観法第8条第2項第3号 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項)

ここでは山都町の景観を大切にしてくために、わたしたちの生活が景観と調和していくための基本的なルールについて述べていきます。

### 第1節 行為の制限についての考え方

先にも述べたように、この景観計画《基幹計画》は、わたしたちの生活全体にしほりかけることが目的ではありません。また景観というものが、わたしたちの目に「みえる」ものすべてもので成り立っているものですから、そのひとつひとつに制限を加えては、わたしたちとの調和を育んでいくことは不可能になってしまいます。したがって行為の制限については「ゆるやかな規制」ととどめ、基本理念に基づいて、必要なこと、今できることを町の条例で定めることとします。また既存の法律（「農業振興地域の整備に関する法律」など）や県の条例（「熊本県立自然公園条例」など）などに規定されている規制事項について、改めて周知につとめ、良好な景観づくりに活用していきます。

現在、既存の法令による制限事項は次のようになっています。

表1 現在施行されている法令によって規制されている事項

| 根拠となる法令         | 対象となる区域 | 許可・届出等 | 行為の制限事項                       | 罰則規定   |
|-----------------|---------|--------|-------------------------------|--------|
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地     | 許可     | ○農用地区域内の開発行為<br>○農地等の転用制限     | 懲役又は罰金 |
| 農地法             | 農地      | 許可     | ○農地の転用<br>○農地を転用するための権利設定又は移転 | 懲役又は罰金 |
| 森林法             | 保安林     | 許可     | ○立木の伐採<br>○土地の形質変更 など         | 罰金     |

|                  |                                                 |     |                                                                                                                                                                                                                                           |                |
|------------------|-------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 森林法              | 地域森林計画の対象となる民有林                                 | 許 可 | ○10000㎡以上の開発<br>○流木の伐採                                                                                                                                                                                                                    | 罰金             |
| 河川法              | 緑川の水面                                           | 許 可 | ○河川の流水の占有<br>○河川区域内の土地の占有<br>○河川区域内における土石等の採取<br>○河川区域内の<br>土地における工作物の新築、改築、除去<br>○河川区域内における土地の掘削、盛土、切土                                                                                                                                   | 懲役又は罰金         |
| 文化財保護法           | 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）                                 | 許 可 | ○土木工事等を目的とした発掘行為                                                                                                                                                                                                                          | 懲役若しくは禁固又は罰金など |
|                  | 史跡・名勝・天然記念物・有形文化財（建造物）                          | 許 可 | ○指定地内の現状変更<br>○保存に影響をおよぼす行為                                                                                                                                                                                                               | 懲役若しくは禁固又は罰金など |
|                  | 重要文化財（通潤橋）                                      | 許 可 | ○指定地内の現状変更<br>○保存に影響をおよぼす行為                                                                                                                                                                                                               | 懲役若しくは禁固又は罰金など |
| 廃棄物の処理又は清掃に関する法律 | 山都町全域                                           | 許 可 | ○廃棄物の適正な処理（不法投棄等）                                                                                                                                                                                                                         | 懲役又は罰金         |
| 熊本県景観条例          | 山都町全域                                           | 届 出 | 次の大規模行為を行う場合<br>○建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更（高さ13m、建築面積1000㎡以上）<br>○工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更（高さ13m、敷地面積1000㎡以上）<br>○さく又は塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更（高さ2m、長さ50m）<br>○地形の外観変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取（面積3000㎡、高さ5m、長さ10m）<br>○土地の区画形質の変更（面積3000㎡、高さ5m、長さ10m） | 罰金             |
| 熊本県景観条例          | 特定施設届出地区（国道218号のうち町道白小野鶴越線との交点から県道河内矢部線との交点の区間） | 届 出 | ○条例で定める施設（麻雀屋、パチンコ屋、ナイトクラブ等の店舗、ガソリンスタンド等の給油取扱所、広告塔および広告板、屋上広告、飲食業・物品販売・物品貸付業を営むための施設、旅館業を営むための施設、カラオケボックスなど）及び同一敷地内でこれに附帯する施設の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更                                                                                        | 罰金             |
| 熊本県屋外広告物条例       | 山都町全域                                           | 許 可 | ○屋外広告物又はそれに類するものの掲示                                                                                                                                                                                                                       | 罰金             |
| 熊本県立自然公園条例       | 県立矢部周辺自然公園に指定されている区域（普通地域）                      | 届 出 | ○工作物の新設、改築、増築<br>○屋外広告物又はそれに類するものの掲示（地表からの高さ2.5m以上）<br>○土石の採取（200㎡、のりの高さ5m以上）<br>○土地の区画形質の変更（200㎡、のりの高さ5m以上）<br>○水面の埋立、干拓<br>その他                                                                                                          | 罰金             |

|  |                                |    |                                                                       |        |
|--|--------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------|--------|
|  | 県立矢部周辺自然公園に指定されている区域<br>(特別区域) | 許可 | ○普通区域内において規定されている行為<br>○木竹の伐採<br>○屋外における物品の堆積<br>(高さ1.5m、面積10㎡以上) その他 | 懲役又は罰金 |
|--|--------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------|--------|

以上のような行為については、既存の法令により制限されているため、改めて山都町の景観づくりに関する条例において新たに定める必要はありません。わたしたちがこれから行っていく景観づくりは、既存の法令を補足するかたちで、今できることを、より具体的に町の条例のなかで定めていくスタイルをとります。そうすることで景観づくりに取り組みやすい環境づくりをすすめ、《付加計画》などの関連施策を広げていきます。

また現在、表にある熊本県景観条例に規定されている「大規模行為」と「特定施設」にかかる行為の届出は、この景観計画が告示される平成20年4月1日より山都町が県より引き継ぐこととなります。

## 第2節 景観計画区域（山都町全域）に適用される行為（「大規模行為」）の制限についての方針

### 1. 届出が必要な行為（景観法第16条第1項及び山都町景観づくり条例第11条第1項第3号、第2項第3号）

山都町全域で良好な景観づくりを図るために届出が必要となる行為は、次に掲げる「大規模行為」とします。

表2 大規模行為の種類

| 行為の種類                                                       | 届出が必要となる規模                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更         | 高さが13メートルを超えるもの、又は建築面積が1000平方メートルを超えるもの                                                                                                                                             |
| ② 工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更木竹の伐採又は植栽 | 高さが13メートル（電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線の支持物にあっては、高さ20メートル）を超えるもの、又はその敷地面積が1000平方メートルを超えるもの<br>※屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく熊本県の条例（＝熊本県屋外広告物条例）の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を除く |
| ③ さく及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更        | 高さ2メートルを超え、かつ、長さが50メートルを超えるもの                                                                                                                                                       |
| ④ 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取                                   | 土地の面積が3000平方メートルを超えるもの、又は規模が高さ5メートルかつ長さ10メートルを超えるのり面又は擁壁を生じるもの                                                                                                                      |
| ⑤ 土地の区画形質の変更                                                |                                                                                                                                                                                     |

※ 届出の適用除外となる行為については、景観法、同法施行令、山都町景観づくり条例施行規則に規定されています。

以上5つの届出対象となる行為は、現在施行されている熊本県景観条例に規定されている「大規模行為」の内容を引き継いだものであり、山都町景観づくり条例が施行された以後も、これを継続することとします。したがって、以前は熊本県上益城地域振興局に届出するようになっていましたが、4月1日以後は山都町に届出することとなります。

届出が必要となるのは、先の5つの行為のうち、それぞれで定める面積または規模を超える場合に限りです。また上記の行為のうち、①から③の撤去については山都町景観づくり条例第11条第2項第3号の規定に基づく届出となります。

景観形成地域および特定届出施設地区については、それぞれで届出対象行為と行為についての方針を定めますが、そのなかで規定されていない行為については、「大規模行為」の届出基準を適用していきます。

## 2. 大規模行為における景観形成基準

ここではそれぞれの行為の景観形成基準について、次の表にまとめます。内容は、熊本県が景観行政団体として他の地域で行っている「大規模行為」における景観形成基準に従っています。

表3 景観形成基準（大規模行為）

| 行 為                                                   | 事 項           |    | 基 準                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------|---------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 位 置           |    | ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。                                                                                                |
|                                                       | 外 観           | 意匠 | ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。<br>・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。<br>・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。 |
|                                                       |               | 色彩 | ・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。                                                                                                              |
|                                                       |               | 材料 | ・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。                                                                                                            |
|                                                       | 敷地の緑化         |    | ・敷地内は極力緑化に努めること。<br>・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。                                                                                   |
| ○さく及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更    | 位 置           |    | ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。                                                                                                |
|                                                       | 外 観           | 意匠 | ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。                                                                                                  |
|                                                       |               | 色彩 | ・色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。                                                                                                               |
|                                                       |               | 材料 | ・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。                                                                                                            |
|                                                       | 緑 化           |    | ・さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。                                                                                                         |
| ○地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取                              | 遮へい及び緑化       |    | ・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。                                                                                               |
|                                                       | 法面又は擁壁の外観及び緑化 |    | ・掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。                                                                                           |

|             |               |                                              |
|-------------|---------------|----------------------------------------------|
| ○土地の区画形質の変更 | 土地の形状及び緑化     | ・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。 |
|             | 法面又は擁壁の外観及び緑化 | ・周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。             |

### 第3節 景観形成地域に適用される行為の制限についての方針

#### 1. 景観形成地域の選定基準

景観形成地域を指定する基準は、わたしたちが景観づくりを進めるにあたって、観光の視点からもしくは自然、歴史分野からも景観価値が高いと思われる区域を想定しています。したがって、景観形成地域となることが予想される区域にはそれぞれ特性があるため、行為の制限についての方針は地域ごとに定めることとします。

#### 2. 景観形成地域となる区域

この景観計画が告示される時点で、景観形成地域となる区域は、現在「文化的景観保全活用事業」を実施している通潤橋周辺と矢部地区白糸台地全域とします。(図5 景観形成地域図 参照、以下白糸台地周辺地域と呼びます。)

#### 3. 届出が必要な行為(景観法第16条第1項及び山都町景観づくり条例第11条第1項第1号、第2項第1号)

景観形成地域となる白糸台地周辺地域において届出が必要となる行為は、表4に挙げる4つの行為とします。

表4 景観形成地域における届出が必要な行為

| 行為の種類                        | 届出が必要となる規模                                                                                  |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 土地の区画形質の変更                 | 面積が500㎡、かつ、高さが3mを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴うもの                                                  |
| ② 木竹の伐採又は植栽                  | 面積が1,000㎡を超えるもの                                                                             |
| ③ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積 | 堆積された物件の高さが2m、かつ、堆積の用に供される土地の面積が500㎡を超えるもの<br>堆積の用に供する土地の使用期間が90日を超えるもの。<br>※農業又は林業目的のものを除く |
| ④ 自動販売装置の新設                  | 野立てとなる場所での新設<br>※宅地内又は家屋若しくは店舗に付属するものを除く                                                    |

※ 届出の適用除外となる行為については、景観法、同法施行令、山都町景観づくり条例施行規則に規定されています。

このうち①の土地の区画形質の変更は、山都町全域に適用される「大規模行為」においても届出が必要となる行為の規模を定めていますが、景観形成地域での場合は表4の①に掲げる規模とし、山都町景観づくり条例第11条第1項第1号に基づく届出となります。また④の自動販売装置の新設については、山都町景観

づくり条例第 11 条第 2 項第 1 号に基づく届出となります。

#### 4. 白糸台地周辺地区（景観形成地域）における景観形成基準

ここでは届出が必要となる 4 つの事項について、景観形成基準をまとめます。

表 5 景観形成基準（景観形成地域）

| 行 為                          | 事 項           | 基 準                                                                           |
|------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ①土地の区画形質の変更                  | 土地の形状と利用      | ・農地としての利用を維持し、できるだけ変更しないように努める。<br>・土地の形状を生かして区画形質の変更をするように努める。               |
|                              | 法面又は擁壁の外観及び緑化 | ・のり面に擁壁などの構造物を設置する場合、必要最低限になるように努める。<br>・のり面の緑化等、周囲の景観への影響に配慮するよう努める。         |
| ②木竹の伐採又は植栽                   | 伐採            | ・伐採はできるだけ小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。<br>・伐採ののちは、植栽などの代替措置を講ずるよう努める。            |
|                              | 植栽            | ・周囲の景観や樹木の植生に配慮した樹種を選ぶように努める。                                                 |
| ③屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 | 場所            | ・周囲から望見できる場所や公道などから目立たない場所で行うように努める。                                          |
|                              | 物件の配置等        | ・堆積する物件の高さを低くしたり、整然と並べるなど周囲の景観に配慮するように努める。<br>・植栽など堆積する物件が目立たないような措置をとるよう努める。 |
| ④自動販売装置の新設                   | 新設            | ・野立ての自動販売装置は設置しないように努める。<br>・やむを得ない場合は、周囲に植栽するなど目立たない措置を講ずるよう努める。             |

#### 5. 届出を要しない行為

##### ① 土地の区画形質の変更について

○変更に係る部分の面積の合計が 500 平方メートルを超えず、かつ、高さ 3 メートルを超えるのり面または擁壁を生ずる切土または盛土を伴わないもの

○建築物の存する敷地内におけるもの

○文化財保護法第 9 条第 1 項に規定する調査のための発掘行為

##### ② 木竹の伐採又は植栽

○伐採または植栽に係る部分の面積の合計が 1000 平方メートル以下のもの。

○除伐、間伐、整枝その他の木竹の保育のために通常行われる伐採

○枯損した木竹または危険な木竹の伐採

○自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

○測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹の伐採

○茶、果樹その他農業用に栽培している木竹の伐採または植栽

##### ③ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

○建築物の存する敷地内における物件の堆積

○農業または林業を営むための物件の堆積

○外部から見通すことができない場所での物件の堆積

④ 自動販売装置の新設

○ 宅地内または家屋もしくは店舗に附属した位置での自動販売装置の新設

⑤ 法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

⑥ 非常災害の為に必要な応急措置として行う行為

⑦ 景観計画において景観形成地域が定められ、又は区域が拡張された際、その区域内で既に着手されていた行為

#### 第4節 特定施設届出地区に適用される行為の制限についての方針

##### 1. 特定施設届出地区の選定基準

町内において建築物、工作物等が集積し、または集積するおそれのある区域のうち、良好な景観づくりを図る必要が認められる幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区とします。現行の熊本県景観条例に基づいて特定届出施設地区となっている区域は1ヶ所ですが、この景観計画においても同じ区域を引き継ぐこととします。したがって、以前は熊本県上益城地域振興局に届出するようになっていましたが、平成20年4月1日以後は山都町に届出することとなります。

##### 2. 特定施設届出地区となる区域

特定施設届出地区となるのは、次の区域になります

- ① 国道218号のうち、町道白小野鶴越線との交点から県道河内矢部線との交点の区間の沿道で路端から両側20m以内の区域

##### 3. 特定届出施設

山都町景観づくり条例において、定める特定施設とは次の表のような施設が挙げられます。

表6 届出が必要となる特定施設

| 用途                                                              | 例                              |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| ○風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設 | パチンコ店、マージャン店<br>ゲームセンター、モーター 等 |
| ○危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く）                   | ガソリンスタンド 等                     |
| ○広告塔及び広告板                                                       | —                              |
| ○飲食業を営むための施設                                                    | レストラン<br>喫茶店等                  |
| ○物品販売業を営むための施設                                                  | スーパーマーケット<br>専門店 等             |
| ○物品貸付業を営むための施設                                                  | レンタルビデオ店<br>貸自動車業              |

|                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| ○旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設 | ホテル<br>旅館 等      |
| ○その他                            | カラオケボックス<br>屋上広告 |

※ 届出の適用除外となる行為については、景観法、同法施行令、山都町景観づくり条例施行規則に規定されています。

上記の施設について、特定施設届出地区内で新築、増築、改築、移転、外観の変更に伴う修繕若しくは模様替え、又は色彩の変更、撤去を行う場合は、町に届出をすることとします。また撤去については、山都町景観づくり条例第11条第2項第2号の規定に基づく届出となります。

#### 4. 届出が必要な行為（景観法第16条第1項及び山都町景観づくり条例第11条第1項第2号、第2項第2号）

- ①特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設で、その敷地の全部又は一部が特定届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの
- ② 工作物については、種類ごとに次の表にまとめます。

表7 工作物で届出が必要な行為

| 工作物の種類                                          | 届出が必要な規模                                                            |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ①さく、塀、擁壁その他これらに類するもの                            | 高さが1.5メートルを超えるもの                                                    |
| ②記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの                        |                                                                     |
| ③煙突                                             | 高さが5メートルを超えるもの（これらの工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計が5メートルを超えるもの） |
| ④高架水槽                                           |                                                                     |
| ⑤鉄筋コンクリート製、金属製の柱、合成樹脂製の柱（⑥の目的のものを除く）            |                                                                     |
| ⑥電気供給、有線電気通信のための電線路、空中線の支持物                     | 高さが10メートルを超えるもの                                                     |
| ⑦観覧車、飛行塔、メリーゴーランドなどこれらに類する遊戯施設                  |                                                                     |
| ⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 |                                                                     |
| ⑨石油、ガス、液化石油ガス、穀物・飼料等を貯蔵又は処理する施設                 | 高さが5メートルを超えるもの、又は築造面積が10平方メートルを超えるもの                                |
| ⑩自動車庫庫（主に立体駐車場）                                 |                                                                     |
| ⑪汚物処理施設、ごみ処理施設、その他の処理施設                         |                                                                     |

⑫広告物

広告塔、広告板、屋上広告その他の特定施設及びこれに附帯する施設で、表示面積が1平方メートルを超える工作物  
立て看板等で、90日間を超えて継続して掲出又は表示される工作物  
※屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく熊本県の条例（＝熊本県屋外広告物条例）の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を除く

※届出は、増築又は改築後に上記の規模を上回る場合についても必要となります。

## 5. 特定施設届出地区における景観形成基準

ここでは、特定届出施設の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更に伴う修繕若しくは模様替え、又は色彩の変更を行う際の方針について、次の表にまとめます。内容については、「大規模行為」と同様に熊本県景観条例に従っています。

表8 景観形成基準（特定施設届出地区）

| 事 項                     | 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○特定施設及び附帯施設の位置に関する事項    | <p>○建築物、工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。</p> <p>○隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。</p> <p>○交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。</p> <p>○広告塔、広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。</p> <p>○さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</p> <p>○道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</p>                               |
| ○特定施設及び附帯施設の外観に関する事項    | <p>○建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。</p> <p>色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。</p> <p>○外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。</p> <p>○電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。</p> <p>○広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。</p> <p>○色彩については、できるだけ多色使用を避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。</p> |
| ○特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項 | <p>○道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。</p> <p>○駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。</p> <p>○建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。</p> <p>○広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。</p> <p>○スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。</p> <p>○敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。</p>                                                                |
| ○その他                    | <p>○ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。</p> <p>○のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。</p> <p>○道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                  |

## 第Ⅵ章 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針

### 第1節 景観重要建造物についての指定方針

基本方針や景観づくりに関する方針のなかで、景観づくりにおいて自然、歴史、文化などの資産を活用するということを挙げています。これに基づき、景観を構成する要素として特に重要な建造物を指定し、景観づくりに活用していきます。この指定は、指定される物件自体の歴史、文化的価値を問うものではなく、あくまで見た目の景観上重要なものを保全していこうという主旨で行うものです。

### 第2節 景観重要樹木についての指定方針

建造物と同様に、周辺地域を特色づける樹木のうち、公共の場所から誰もがみることができ、地元住民やその所有者が保護や育成に取り組んでいるなど、地域のランドマークとなるような樹木を景観重要樹木として指定していきます。

この場合、「山都町文化財保護条例」第5条第1項により指定されている町指定天然記念物である樹木と重複することを妨げないものとします。

## 第Ⅶ章 景観農業振興地域計画の策定に関する基本的な事項

景観農業振興地域計画は、景観法第55条第1項に基づき市町村が策定するもので、法に定める景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律、農振法）内において、景観と調和のとれた営農条件を確保する必要がある場合に作成する計画です。この計画には、整備計画の区域のほか、土地の農業上の利用に関する事項において、棚田のオーナー制度や景観作物を共同栽培する取り組みなど具体的な景観を生かした活用策を定めることができます。こうした取り組みは地域だけでなく、町や農協などの各種団体の協力が不可欠ですが、そのあり方なども述べておくことで、この景観計画の基本理念で述べるように、すべてが一帯となって取り組む契機ともなるでしょう。またこの計画が適用される区域内では、耕作放棄地の解消を図るために、町から「景観づくり団体」として認定をうけたNPO法人などが農地法の特例に基づいて農地の利用権を取得し、耕作管理を行うことが可能となるなどの効果があります。

山都町における良好な景観づくりをすすめるにあたり、景観農業振興地域計画の策定を検討していきます。この計画が策定された場合、本計画の第Ⅱ章第3節に記述されている《付加計画》として位置付けることになります。

## 結 び

山都町の景観は、現代まで続く先人たちの生業が、山間部での豊かな生活を成り立たせ、わたしたちの山都町にしかない文化、風土を形作ってきました。この地に住むわたしたちにとって、見慣れている日常の景観はごく当たり前に感じがちですが、社会が大きく変動している現在では非常に価値あるものになっています。わたしたちはまず、そのことに気づかなければなりません。

山都町が地方公共団体として景観法に基づく景観行政団体となり、「山都町景観づくり条例」と「景観計画」を新しく定めるとしています。このことは今を生きるわたしたちが、景観の価値を十分に認識し、先人たちが実践してきたように、都市部にはない資産を自らの生活に取り込み、積極的に活用して時代の変化に対応し、将来にわたって「山の都」であり続けるための第一歩を踏み出すということです。そのための景観づくりは、今のわたしたちの生活を規制で固めるというものでなく、町、住民、事業者等が一丸となって取り組

み、将来の豊かな生活を目指すものでなければなりません。また景観計画と景観づくりに関する条例の制定は、地域が一帯となって景観づくりを進めるための制度上の基盤整備であり、この町の将来を総合的な視野で模索しておかなければならない行政の基本的な責務でもあります。

景観は短期間でできるものではなく、長い年月をかけて創造されていくものであり、その時代に生きる人間の在り方を映し出す鏡でもあります。いまそのことに気づかなければ、わたしたちは先人から引き継いだ財産を失い、その失敗の証拠を永遠に残すことになってしまいます。この計画をはじめとする景観づくりへの取り組みが大きな流れに変えるよう努力しながら、将来の山都町を育んでいくことにつながるよう力をあわせていきましょう。